

債権執行申立ての添付書類・費用等一覧表

新潟地方裁判所本庁・管内各支部

令和2年7月20日版

必要書類等	説 明
<input type="checkbox"/> 申立手数料 (収入印紙)	債権者、債務者が各1名、債務名義が1通の場合は4000円です(第三債務者の数は関係ありません。)。その他の場合はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 予納郵便切手	予納郵便切手一覧表(債権執行)をご覧ください。
<input type="checkbox"/> 申立書	A4判縦用紙、横書き、左とじ(左側余白25mm程度)で、申立書表紙、当事者目録、請求債権目録及び差押債権目録を作成、合綴し、各頁間に契印、各頁上部余白に捨印を押印してください。 *申立書の書式については、東京地方裁判所のウェブサイトをご参照ください。
<input type="checkbox"/> 各目録	当事者目録の写し 1部 請求債権目録の写し 1部 差押債権目録の写し 1部 *押印のないものを提出してください。
<input type="checkbox"/> 債務名義(正本)	判決、和解調書、公正証書、調停調書、家事審判書などの債務名義の 正本 が必要です(謄本では強制執行ができません。)
<input type="checkbox"/> 執行文	お手持ちの債務名義によっては、執行文が必要な場合があります。執行文は、債務名義が作成された裁判所又は公証役場で、執行文の付与申請をする必要があります。 (執行文が必要なものの例) 判決正本、和解調書正本、民事調停調書正本、公正証書正本 など (執行文が不要ものの例) 仮執行宣言付支払督促正本、仮執行宣言付少額訴訟判決正本、家事調停調書正本(養育費、婚姻費用等の扶養義務に基づくものや遺産分割、財産分与等の支払を定める内容のもの)、家事審判書正本
<input type="checkbox"/> 確定証明書	債務名義が家事審判書正本の場合は、確定証明書が必要です。
<input type="checkbox"/> 送達証明書	債務名義の正本や謄本が債務者に送達されたことの証明です。送達証明書は、債務名義が作成された裁判所又は公証役場で、申請をする必要があります。
<input type="checkbox"/> 商業登記事項証明書(代表者事項証明書など)	当事者が会社や銀行などの法人の場合は、申立日前1か月以内(債権者は2か月以内)に発行されたものを提出してください。 *商業登記事項証明書は、法務局でお取りいただけます。
<input type="checkbox"/> 住民票などの公文書	債権者や債務者の現在の住所、氏名が債務名義上の住所、氏名と異なっている場合は、相互のつながりを明らかにするため、申立日前1か月以内(債権者は2か月以内)に発行された公文書(住民票、戸籍謄本、戸籍の附票、商業登記事項証明書等)が必要です。 *住民票はマイナンバー(個人番号)の記載のないものを提出してください。

(注) 上記以外にも、事案によっては追加資料の提出を求められることがあります。